

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解

5.1 計画段階環境配慮書の公表

5.1.1 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

北九州市環境影響評価条例第6条の3第2項及び第3項の規定に基づき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書の提出があった旨及びその他の事項を公告し、配慮書を縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年9月1日（月）

(2) 公告の方法

令和7年9月1日（月）付の北九州市政だより公告に掲載

令和7年9月3日（水）付の北九州市公報に公告を掲載

(3) 縦覧期間

令和7年9月3日（水）から令和7年10月2日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(4) 縦覧場所

配慮書の縦覧場所・時間は、表 5.1-1 に示すとおりである。

また、北九州市ホームページにおいて電子縦覧を実施した。

表 5.1-1 配慮書の縦覧場所及び時間

縦覧場所	所在地	縦覧時間
北九州市役所 環境局環境監視部 環境監視課	北九州市小倉北区城内1番1号	8時30分～17時15分
北九州市戸畑区役所 総務企画課	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号	8時30分～17時15分
北九州市立文書館	北九州市小倉北区大手町11番5号	9時30分～18時

(5) 縦覧者数

各縦覧場所において、縦覧者名簿に記載した者の数は1名であり、配慮書及び要約書を掲載した北九州市ホームページへのアクセス件数は379件であった。

5.1.2 計画段階環境配慮書についての意見の把握

北九州市環境影響評価条例第6条の4第1項の規定に基づき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年9月3日（水）から令和7年10月2日（木）まで

(2) 意見書の提出方法

- ・書面による方法（持参、郵送又はFAX）
- ・インターネットによる方法（「北九州市電子申請サービス」による提出）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、1通（4件）であった。

5.2 環境保全の見地から意見を有する者の意見の概要

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定に基づき提出した計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見と、これに対する事業者の見解を表5.2-1に示す。

なお、上記提出後に行った事業計画の変更により、本施設は廃棄物処理施設ではなくなり、焙焼炉となった。ダスト類のみを扱い、プリドライヤーは設置しないこととしている。詳しい事業計画は本方法書「第2章 事業の目的及び内容」に記載のとおりである。

表 5.2-1 (1) 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

No.	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
1	p15 4～5行目 「プリドライヤーは～発生しない」としているが、その根拠は何か。単に焼却炉ではないことを持って、発生しないとするは早計。発生しない根拠があれば、方法書で明確にする必要がある。	プリドライヤーの炉内温度は150℃であり、廃棄物は燃焼しないため、塩化水素、ダイオキシン類は発生しないものと考えられます。 水銀については、プリドライヤーにおける気化量の推定が困難であるため、全量が焙焼キルン炉にて気化・排出されるものとして予測・評価を行っており、インプットされる総量として評価しました。
2	p20 3行目 「ダスト類には悪臭物質は含まれておらず」とあるが、ここでいう「悪臭物質」とは「特定悪臭物質」を指すのか、明確にする必要がある。また、「建屋内に受け入れを行(う)」とあるが、建屋への受入払出時などに、ドアの開閉もあることから、屋内空気についての措置(対策)についても検討する必要があるのではないか。	悪臭物質とは「特定悪臭物質」を指します。 また、廃油を除いて特定悪臭物質を含有する廃棄物は受け入れない方針としており、屋内空気についての措置(対策)は必要ないものと考えています。
3	p232 表4.1-3(1)「計画段階配慮事項として選定しない理由」 悪臭を、計画段階配慮事項として選定しないとしているが、 ・「受け入れる廃棄物は有機物をほとんど含まない」としているが、「廃油」は有機物である。更に無機物であっても特定悪臭物質とされているものもある。 ・排ガスからの悪臭物質の除去を行うことにより」とあるが、上記と矛盾する上、悪臭が除去される根拠も示されていない。 ・意見No.2で述べた通り、廃棄物の保管管理に伴う悪臭防止対策については更に詳細な検討が必要である。 以上のことから、更に検討を加える必要があるのではないか。	「廃油」はローリー車にて運搬し、受け入れ後は密閉された貯留タンクで保管するため、敷地境界にて悪臭防止法の基準値を超過するおそれはないと考えられます。 また排ガスには、特定悪臭物質を吸着する物質(活性炭)を吹き込み、排ガス中から当該物質を除去いたします。 以上のことから、対象項目として選定する必要はないと考えています。

表 5.2-1 (2) 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

No.	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
4	<p>p245 表 4.3-11</p> <p>技術指針第3章1(2)では、「適切な複数案を設定」することとされている。今回の配慮書では「煙突高さ」の異なる「A案」「B案」が示され、「A案が・・・B案と比べて影響が小さいと評価する」(p266 18～19行)</p> <p>そもそもとして、①当該事業を近傍の貴社工場で行うという案、②焙焼キルン炉ではなく各所で実績のあるストーカー炉等で行うという案、を検討しなかった理由は何か。①、②の案にすることで、環境負荷は減らないといえる根拠を示す必要があるのではないか。</p>	<p>当該事業を近傍の弊社工場で行う場合、現計画地と比較して主要な発生源や引き渡し先との距離が大きくなるため、運搬に伴う環境負荷が大きくなると考えています。</p> <p>これに対して現計画地は、近傍の弊社工場と比較して住居等の保全対象が近接していないこと、既存の工場用地であり新たな造成等が不要なことも、環境保全上の利点と考えています。</p> <p>以上より、近傍の弊社工場で行う案は検討いたしませんでした。</p> <p>ストーカー炉は、ダスト類のような粒子状の廃棄物の処理には適していないため、焙焼キルン炉を選定しました。</p>

5.3 計画段階環境配慮書に対する北九州市長の意見と事業者の見解

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定に基づき提出した計画段階環境配慮書に対する同条例第6条の5第1項の規定に基づく北九州市長の意見（北九環監環第1606号、令和7年10月30日）と、これに対する事業者の見解を表5.3-1に示す。

北九環監環第1606号
令和7年10月30日

日本製鉄株式会社
九州製鉄所長 中田 昌宏 様

北九州市長 武内 和久



八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見の送付について

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定に基づき、令和7年9月2日付けで提出された「八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業計画段階環境配慮書」について、同条例第6条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

今後、本意見を踏まえ、適切な環境影響評価方法書を作成するようお願いいたします。

記

1 配慮書に対する指摘事項

施設の稼働に伴う大気質への影響の予測に用いた煙源の諸元の設定根拠について、方法書に記載すること。

2 方法書における留意事項

（1）大気環境

工所用資材等の搬出入に伴う交通量の増加が大気環境に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価の項目及び手法の選定にあたっては、必要に応じ、工所用資材等の搬出入に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等及び騒音の項目についても検討を行うこと。

(2) 水環境

施設の稼働に伴い発生する排水は、隣接する事業場の排水処理設備で処理後、海域へ排出される計画のため、方法書においては、排水の量及び処理前後の水質について記載した上で、環境影響評価の項目及び手法の選定にあたっては、必要に応じ、排水に係る水質の項目についても検討を行うこと。

(3) 鳥類

八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業（以下「本事業」という。）の事業実施想定区域周辺は、ハチクマの飛翔等に利用されていることから、環境影響評価の項目及び手法の選定にあたっては、必要に応じ、鳥類の項目についても検討を行うこと。

(4) 総合的な評価

本事業の煙突の地上高の決定にあたっては、大気質への影響のみならず、構造物の耐震性や景観、鳥類への影響等も勘案し、総合的な判断を行うこと。

表 5.3-1 配慮書に対する北九州市長の意見及び事業者の見解

市長意見	事業者見解
<p>1 配慮書に対する指摘事項</p> <p>施設の稼働に伴う大気質への影響の予測に用いた煙源の諸元の設定根拠について、方法書に記載すること。</p>	<p>煙源の諸元はダスト類の投入量、含有される元素の組成想定値及び集塵機の性能を基に設定いたしました。</p> <p>方法書 P. 2-13(15)「(3)ばい煙に関する事項」にはそれらの設定根拠を記載いたしました。</p>
<p>2 方法書における留意事項</p> <p>(1) 大気環境</p> <p>工所用資材等の搬出入に伴う交通量の増加が大気環境に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価の項目及び手法の選定にあたっては、必要に応じ、工所用資材等の搬出入に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等及び騒音の項目についても検討を行うこと。</p>	<p>方法書以降の段階においては、事業計画をより具体化すると共に、事業特性及び地域特性を踏まえたうえで必要に応じて「工所用資材等の搬出入」に由来する二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質、粉じん等への影響についても検討いたします。</p>
<p>(2) 水環境</p> <p>施設の稼働に伴い発生する排水は、隣接する事業場の排水処理設備で処理後、海域へ排出される計画のため、方法書においては、排水の量及び処理前後の水質について記載した上で、環境影響評価の項目及び手法の選定にあたっては、必要に応じ、排水に係る水質の項目についても検討を行うこと。</p>	<p>排水処理設備からの排水量は現状の約600t/hから増加させない計画です。また排水の水質は水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法における法規制値及び北九州市への届出値を遵守したうえで、海域へ放流するため、環境影響評価の項目として選定しないこととします。</p>
<p>(3) 鳥類</p> <p>八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業（以下「本事業」という。）の事業実施想定区域周辺は、ハチクマの飛翔等に利用されていることから、環境影響評価の項目及び手法の選定にあたっては、必要に応じ、鳥類の項目についても検討を行うこと。</p>	<p>本事業は、地上高の高い煙突は建設しないため、ハヤブサ等が採餌場所として使用する可能性は低いと考えられます。このことから環境影響評価の項目として選定しないこととします。</p>
<p>(4) 総合的な評価</p> <p>本事業の煙突の地上高の決定に当たっては、大気質への影響のみならず、構造物の耐震性や景観、鳥類への影響等も勘案し、総合的な判断を行うこと。</p>	<p>ご助言に従い、耐震性をはじめとした構造面でのメリット・デメリットや、大気質以外の環境要素に対する影響等も勘案し、煙突の地上高を決定します。</p>

(空白のページ)